

令和4年7月29日
薬事衛生課
課長 表 賢二
(外線) 225-1440
(内線) 4150

食品衛生月間における各種行事の実施について

1 目的

夏場は食中毒の多発する時期であり、国においては、8月1日(月)から同月31日(水)までの1か月間を食品衛生月間と定め、全国一斉に食品衛生思想の普及・啓発を図ることとしている。

このため、本県でも食中毒防止を図るため、食品関係業者はもとより、広く県民への食品衛生思想の普及・啓発活動を実施する。

2 実施時期

令和4年8月1日(月)から同月31日(水)までの1か月間

3 主な実施内容(詳細は別添行事予定一覧のとおり)

- (1) 食中毒予防等の啓発
- (2) 地域のFM放送を利用した消費者の方への食中毒予防の啓発
- (3) 衛生巡回指導
- (4) 食品衛生講習会

報道機関の皆様におかれましては、夏場の食中毒予防について、「食中毒予防の3原則」を参考に、県民の方へ啓発下さるようお願いいたします。

- ① 菌をつけない …………… 手指、食材、調理器具の洗浄
- ② 菌を増やさない …………… 冷蔵庫で保存、調理後速やかに食事
- ③ 菌をやっつける …………… 十分な加熱、調理器具等の消毒

食中毒予防の基本は、「手を洗う」、「食品は十分に加熱する」、「調理器具を清潔にする」ことなどをしっかり守ることで。

(報道機関の皆様へのお願い)

取材の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用など十分留意
お願いいたします。また、取材時に手指の消毒をお願いする場合がありますので、あらか
じめご承知おきください。